

報告第十七号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの
で、同条第二項の規定により報告する。

令和三年九月二十一日

江戸川区長 齊藤 猛

和解調書(総括表)

No 1

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区奨学資金貸付金 (教育委員会事務局教育推進課)	1,050,000 円	1 件
合 計	1,050,000 円	1 件

和解調書

債権の名称 江戸川区奨学資金貸付金
担 当 部 課 教育委員会事務局教育推進課

No 2

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	1,050,000 円	令和3年5月27日	東京簡易裁判所 令和2年(ハ)第140815号	平成26年3月1日	元金 1,050,000 円	令和3年6月から令和10年1月まで 毎月末日限り 13,000円ずつ 令和10年2月末日限り 10,000円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 江戸川区民 (連帯保証人) 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
計	1,050,000 円						